

# 「公共の場における分煙」

発表者：宮木智志（03DA121Y）

酒井正樹（03DA040W）

## 序

健康増進法が施行され、日本の公共の場では、よりいっそうの分煙対策が求められている。分煙、禁煙になる施設が増えていく中で、日本の公共の場における分煙は、現在どうなっているのか、また今後どうなっていくのかを考えてみたい。

## 1、仮説

私達は、公共の場で望まれている分煙の方法は何か、という問いに対し、完全分煙ではないか、という仮説を立てた。完全分煙を実施することで、喫煙者、非喫煙者ともに良好な関係を構築できるのではないかと考えた。

## 2、キーワード

このテーマは語る上で、キーワードが3つある。まず、その説明からしていきたい。

一つ目のキーワードは、健康増進法である。健康増進法の第25条に、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とある。冒頭にも述べたが、2003年に施行されたこの健康増進法によって、今様々な場所で分煙対策が求められてきている。

二つ目のキーワードは、受動喫煙である。受動喫煙とは、上記の通り、自らの意志とは関係なく、周りのたばこの煙を吸うことをいう。これらは副流煙（たばこの先から出る煙）と言われるが、主流煙（喫煙者本人が吸う煙）よりもこの副流煙の方が、より多くの有害物質を含むと言われている。分煙対策をしていない施設では、非喫煙者が喫煙者の煙を吸ってしまい、この受動喫煙が起きてしまっている場合が多い。

三つ目のキーワードは、今回のテーマで最も重要視される、完全分煙である。完全分煙とは、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙やにおいが流出しないように、効果的に施設整備されていることである。完全分煙は、上記の受動喫煙を効果的に防ぐ方法である。具体的な構造としては、喫煙場所は、完全に分割された空間で、空気清浄機などの分煙機器を置き、たばこの煙が完全に流れ出ないようにしなければならない。このような構造になっていない分煙が実施されている飲食店や公共施設もあるが、その例が、禁煙席と喫煙席が隣り合っていたりする空間分煙や、喫煙を時間で区切る、時間分煙といわれる分煙である。空間分煙は、喫煙席と禁煙席とが区分されていないため、禁煙区域にタバコの煙や臭

いが漏れ出す可能性がある。そして、時間分煙は、禁煙タイムが終わると一斉に吸い出す状況が起こることや、空間分煙と同じく、禁煙区域に煙や臭いが漏れ出してしまう。つまり、これら二つの分煙方法は、受動喫煙防止という点で、効果的に分煙されているとは言えず、喫煙者、非喫煙者共に、ストレスがたまりやすい。

次に、完全分煙のメリットとデメリットを挙げてみたい。メリットとしては、二つ挙げられる。一つ目は、喫煙者、非喫煙者の両意見を尊重し、ストレスを感じさせないことである。非喫煙者にとっては、タバコの煙を吸わなくてすむし、喫煙者にとっても完全禁煙にしてタバコを吸えなくなるより、少し面倒ではあるが、所定の場所ならば思う存分タバコを楽しむことができる。二つ目は、喫煙ルールが徹底しやすいことである。喫煙者が喫煙室に行かずに吸っていた場合、一目瞭然なので注意がしやすくなる。また、デメリットも二つ挙げられる。一つ目は、喫煙室を設けるのに、多くのコストがかかることである。具体的には、ガラスで仕切った喫煙室を設ける費用は 100 万円程度かかる。二つ目は、喫煙者と非喫煙者のコミュニケーションが阻害されることである。お昼休みに完全分煙の飲食店に行くと、喫煙者と非喫煙者は一緒に食事しない、もしくはどちらかが妥協しなくてはならない。

四つ目のキーワードは、完全禁煙である。これも一種の分煙と呼ぶことができるだろう。特に飲食店など、完全分煙をするには構造から見直さなくてはならない施設は、完全禁煙という方法を取る場合が多い。しかし、タバコとセットになっているような場所、例えば、居酒屋やパチンコ屋は、経営上喫煙者が多いという問題もあり、完全禁煙が実施できる場所は少ないと思われる。このため、完全禁煙は公共の場での分煙を考えた場合、あまり有効な方法ではないと言える。また、完全禁煙は喫煙者の立場になった場合、タバコをまったく吸えない環境であることから、喫煙者にとって生きづらくなってしまふ、と私達は考える。

### 3、検証

それでは、現在日本では、どのように分煙が行われているのか検証していきたい。

まず、理想的な分煙構造について、ポピュラーな飲食店を例に考えたい。一つ目は、禁煙席を利用している際にも、煙のにおいを感じることはないこと。二つ目は、待合スペースから禁煙で、喫煙席と禁煙席が入り口から分かれていること。三つ目は、トイレ等の共有部も禁煙席側にあること。四つ目は、禁煙席の数がしっかり確保されていることである。

実際の分煙状況としては、飲食店ではスターバックスコーヒー、大戸屋、ハーゲンダッツなどで完全禁煙が実施されている。また、デニーズでは、全店の3割で、パーティションで区切った上に、喫煙、禁煙両スペースに空気清浄機を設置している。他にもタリーズコーヒーは、全33店のうち17店舗は喫煙席と禁煙席をガラス戸で仕切り、6店はフロア分けをしている。広い店舗はすべて完全分煙になっている。逆に、飲食店として、環境がかなり悪い例が、ドトールコーヒーである。ドトールコーヒーは、分煙している店舗も

あるが少なく、常にタバコの煙が充満していて禁煙席であっても煙い。また、居酒屋では団体客が多いので、完全禁煙はもとより、分煙すらあまり進んでいない。上記にも述べたが、飲食店などのサービス業では、「喫煙者」という顧客を逃すリスクの大きさから、席の分離という小手先の分煙化や、「店が狭い」という理由で分煙しないことなどで、嫌煙派の批判を煙に巻こうとする店が多い。しかし、このように喫煙を優先することは、健康増進法の「努力義務」を怠っていることと同じではないだろうか。

次に、地方自治体の施設の分煙の現状を、大阪市を例に見てみたい。大阪市は、市内の事業所を対象に禁煙・分煙の実態と事業者のニーズについて、アンケート調査を実施した。これは、2002年2月に市内768事業所を対象に実施し、402事業所から回答を得た。結果は以下ようになった。

表 1. 事業所における分煙の実態(職場)

態様	職場
室内禁煙	23%
喫煙室(直接屋外へ完全排気できる)	13%
<b>望ましい分煙</b> <b>小計</b>	<b>36%</b>
喫煙室(直接屋外へ完全排気できない)	15%
喫煙コーナー(空気清浄機、換気扇等設置)	21%
喫煙コーナー(空気清浄機、換気扇等設置なし)	13%
喫煙者と非喫煙者の混在(自由喫煙・禁煙タイム)	14%
<b>不十分な分煙</b> <b>小計</b>	<b>63%</b>
不明	1%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

表 1 からわかるように、事業所で「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」に則った分煙が行われているのは、わずか 36%しかないのである。

表 2. 喫煙対策実施上の課題(複数回答)

課題	事業所数	(割合)
喫煙者の理解など従事者の合意形成の面	133	(33%)
建物の構造などのハード面	115	(29%)
コスト面	87	(22%)
顧客など来訪者の反応の面	50	(12%)
どのようにすすめていいのかわからないなどのノウハウ面	39	(10%)

表 3. 公的機関に期待する役割(複数回答)

役割	事業所数	(割合)
指針の作成や法的整備など	201	(50%)
費用等の支援	15	(39%)
ノウハウの提供	102	(25%)
従業員などへの教育	63	(16%)
その他	1	(5%)

また、2002年2月に、同じく大阪市が市民を対象に実施したアンケートでは、下の表4でわかるように、喫煙者も含めた市民の8割以上が職場や公共の場所では禁煙又は分煙すべきと答えている。喫煙者、非喫煙者を問わず、そうした場所での禁煙または分煙を望んでいるといえる。

表 4. 分煙についての市民の意識

	病院・診療所	役所・保健センター	学校・教育施設	飲食店・宿泊施設	公共交通機関・文化運動施設	職場	家庭
無回答	5%	6%	7%	7%	7%	10%	8%
分煙しなくてよい	1%	2%	1%	8%	3%	9%	16%
分煙した方がよい	33%	53%	27%	65%	49%	52%	34%
全館禁煙した方がよい	60%	39%	64%	21%	41%	28%	42%

読売新聞社の世論調査(昭和53年4月から平成14年1月まで、計5回)によると、「他人の喫煙を迷惑と感じる」人の割合は年々増加傾向にあり、平成14年1月の調査では、喫煙者を含む70%の人が「迷惑と感じる」と答えている。喫煙者でも他人の喫煙を迷惑と感じる人が41%あり、「吸ったことがない」非喫煙者では84%の人が迷惑と感じている。

こうしたことから、健康のためばかりでなく、全ての人が快適だと感じられる環境づくりのためにも分煙が必要であり、そうした考えは多くの人に受け入れられていることがわかる。

#### 4、結論

分煙を望む声は、喫煙者、非喫煙者ともに多くなってきている。そして、今回の検証の

結論として、公共の場で望まれる分煙は、完全分煙である、と言えるだろう。しかし、完全分煙を実現するには、高コストや設置場所などの、問題が発生してしまう。よって、今現在、現実に完全分煙を実現できる場所は限られてくるだろう。しかし、健康増進法の施行によって、世の中の施設は、分煙、または禁煙の方向性に向かっているように思える。今後、この問題がどのようにすすんでいくのか、さらにもっと多くのサンプルを集めることで検証を続けていきたい。

<参考文献>

大阪市健康福祉局「めざせ!『すこやか大阪21』

URL : <http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/hokensyo/sukoyaka/sukoyaka.html>

健康日本 21HP

URL : [http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/law/index\\_1.html](http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/law/index_1.html)

厚生労働省

URL : <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2.html>